「かしいかえん」跡地利用懇話会設置要綱

第１条（目的）

本要綱は、かしいかえん跡地の今後の利活用について、土地所有者である西日本鉄道株式会社と共に、地域住民、関係団体、行政等が共働し、教育環境の改善、地域資源の活用、持続可能な地域づくりを目指して意見交換を行い、地域と調和したまちづくりに資するため、「かしいかえん」跡地利用懇話会（以下、「懇話会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものである。

第２条（設置）

かしいかえん跡地の利活用に関して、西日本鉄道株式会社と地域住民等との意見交換を行い、地域と調和したまちづくりに資するため、懇話会を設置する。

第３条（所掌事項）

懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

１．跡地利用に関する地域の意向や課題の整理

２．教育施設（小中学校の移転・新設等）の可能性を含めた利活用方針の検討

３．暫定利用（例：コンポストガーデンなど）の提案及び管理の在り方

４．跡地の歴史的・文化的背景を尊重した利活用の在り方

５．その他、跡地利用に関して必要と認められる事項

６．跡地利用について、地域としての案をまとめる折は、香住丘校区自治協議会の名において、行うものとする。

第４条（構成）

懇話会は、次に掲げるものを持って構成する。（メンバーは別表の通り）

１．香住丘校区自治協議会

２．西日本鉄道株式会社／まちづくり・交通・観光推進部／福岡東部開発プロジェクト担当職員

３．その他、行政関係者、学識経験者、まちづくりに関する有識者など、必要と認めるものを参加させることが出来る。

第５条（会長及び副会長）

１．懇話会に会長を置き、委員の互選により選出する。

２．会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

３．副会長を１名置くことができ、会長を補佐すると共に、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第６条（会議）

１．懇話会は、会長が必要に応じて召集する。

２．必要に応じて、テーマ別のワーキンググループを設置することが出来る。

第 7 条（事務局）

懇話会に事務局を置き、その庶務は、香住丘自治協議会において処理する。

第 8 条（その他）

この要綱に定めのない事項は、会長が必要に応じて懇話会の意見を聞き、適切に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 8 月 5 日から施行する。

（別表）
＜香住丘校区自治協議会＞

山中一男（校区自治協会長／町内連合会長）

熊谷知子（　〃　副会長／人権部会長／男女共同参画推進協議会会長）

倉員正治（　〃　副会長／総務部会長／人権尊重推進協議会会長）

鍋島清美（　〃　副会長／福祉部会長／社協会長）

的野眞也（　〃　事務局長／青少年育成連合会会長）

田山式美（香住丘公民館長）

田中真治（香住丘小学校 PTA 会長）

斉藤康平（香椎第 2 中学校 PTA 副会長）

吉村慎一（自治協事務局次長）※事務局

＜西日本鉄道株式会社＞

大石和也（まちづくり・交通・観光推進部福岡東部開発プロジェクト担当部長）

井口　要（まちづくり・交通・観光推進部福岡東部開発プロジェクト担当課長）